

全国大会等出場者激励金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市を代表してスポーツ競技の国際大会又は全国大会等に出場する者に対して、激励金を支給することについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「国際大会又は全国大会等」とは、次のいずれかに該当する大会をいう。

(1) 次に掲げる国際大会

ア オリンピック

イ パラリンピック

ウ アジア競技大会

エ ユニバーシアード世界大会

オ 国、JOC加盟団体又は公益財団法人日本スポーツ協会加盟中央競技団体が選手を派遣する国際大会

(2) 次に掲げる全国大会等

ア 国民体育大会

イ 全国高等学校総合体育大会（定時制・通信制を含む）

ウ 全国中学校体育大会

エ 国、JOC加盟団体又は公益財団法人日本スポーツ協会加盟中央競技団体が主催する全国大会

オ 公益財団法人日本高等学校野球連盟が主催する全国大会

カ 公益財団法人日本相撲協会が主催するわんぱく相撲全国大会

キ 全国障害者スポーツ大会

ク 全国の過半数の都道府県若しくは地区の代表が参加する大会又は全国を統括する競技団体若しくは全国の過半数の都道府県若しくは地区に支部を有する非営利団体が主催する大会（参加対象が同一流派だけの大会、親善交流大会及びeスポーツ競技の大会を除く。）

(3) 前2号に規定する大会のほか、特に市長が認める全国大会以上の規模の大会
(支給対象者)

第3条 激励金の支給対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本市の市民
 - (2) 市内に所在する事業所に勤務する者
 - (3) 本市の小学校、中学校、高等学校又は大学に在学する者
 - (4) その他市長が特に認めた者
- 2 同一チーム又は同一選手が異なる大会に出場する場合は、それぞれについて支給の対象とする。

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、激励金を支給しない。

- (1) 予選又は選考会を経ずに出場する場合。ただし、国、JOC加盟団体又は公益財団法人日本スポーツ協会加盟中央競技団体が選手を派遣する国際大会に出場する者については、この限りではない。
- (2) 同一大会において、市長が特別に認める派遣費等が支給された場合
- (3) 出場する者がプロ競技者である場合

(激励金の額)

第5条 激励金の額は、次による。

- (1) 第2条第1号に規定する大会へ出場する場合 1名につき20,000円(団体にあつては200,000円を限度とする。)
- (2) 第2条第2号に規定する大会へ出場する場合 1名につき5,000円(団体にあつては50,000円を限度とする。)
- (3) 第2条第3号に規定する大会に出場する場合 国際規模の大会については1名につき20,000円(団体にあつては200,000円を限度とする。)、全国規模の大会については1名につき5,000円(団体にあつては50,000円を限度とする。)

(支給申請手続)

第6条 激励金の支給を受けようとする者は、国際大会又は全国大会等が実施される日の2週間前までに、市長が必要と認める書類を添えて、全国大会等出場者激励金支給申請書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

(支給の決定)

第7条 市長は、前条の申請があつたときは、速やかにその内容を審査し、この要綱の規定に適合すると認めたときは、激励金を支給するものとする。

第8条 市長は、激励金の支給を受けた者が当該国際大会又は全国大会等に出場しなかったとき又は不正の手段により激励金の支給を受けたと認めるときは、激励金を返還させることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年7月20日から施行する。
- 2 この要綱の実施により「全国大会選手派遣報償金支給基準」を廃止する。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。